

(一社) 福井県建築士会 SDG s 推進事業等助成実施要綱

(目的)

第1条 (一社) 福井県建築士会 (以下「士会」という。) の「SDG s 推進宣言」に基づき、建築士会会員が実施する活動に対する助成に関し必要な事項を定め、もってSDG s 目標達成及び地域発展に寄与することを目的とする。

(助成対象活動)

第2条 次の各号に掲げる活動で、常任理事会が認めたものを助成対象とする。

- 一 士会会員が企画したSDG s 目標達成又は地域発展に寄与する活動
- 二 国又は地方公共団体から委託又は依頼された事業に関連した活動
- 三 その他一号に類するものとして、常任理事会が認めた活動

(活動主体)

第3条 助成対象とする活動主体は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 士会の各支部又は委員会・部会等の内部組織
- 二 10名以上の士会会員(正会員又は終身会員に限る。)で組織する任意のグループ

(活動助成額)

第4条 当該年度の活動助成額は原則として活動費の全額とし、その限度額は前条の活動主体に応じて次の各号に掲げるものとする。但し、同様の活動を複数年度継続して実施する場合は3年を限度とする。

- 一 活動主体が前条第一号の場合は総額100,000円
- 二 活動主体が前条第二号の場合は、士会会員一人当たり5,000円かつ総額100,000円

(活動助成金の申請等)

第5条 第2条の活動に対する助成を受けようとする者は、次の各号の資料を添付したSDGs 推進事業等申請書を、士会に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 事業の収支予算書

2 前項の申請があった場合は、士会は常任理事会の議を経て交付決定を行う。

3 申請者は、前項の交付決定があった場合は速やかに事業着手するとともに、助成金交付請求を行い、士会は助成金を交付する。

(助成金の返還請求等)

第6条 前条の申請に不正があった場合は、士会は交付決定を取り消すと同時に申請者は助成金を全額返還しなければならない。

2 助成事業着手後、事業目的の未達成、事業の途中中断又は助成金の目的外使用等不適切な事項が生じた場合、士会は常任理事会の議を経て助成金の一部又は全額の返還を求めることができる。

(事業報告)

第7条 助成事業が終了したときは、助成申請者は速やかに活動結果を記した報告書を士会に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。